

令和 8 年度

小向ダム表面取水設備改良工事実施設計業務委託

特 記 仕 様 書

安房郡市広域市町村圏事務組合

設 計 業 務 委 託 特 記 仕 様 書

[1] 総 則

1. 業務の目的

本業務委託（以下「業務」という）は、小向ダム表面取水設備の改良工事を実施するために必要な設計図、数量計算書及び設計書について報告書を作成することを目的とする。

2. 適用

- 1) 本仕様書は、「小向ダム表面取水設備改良工事実施設計業務委託」に適用する。
- 2) 業務の遂行にあたっての一般事項は、千葉県県土整備部が定める設計業務共通仕様書（以下、共通仕様書という。）によるものとする。

3. 業務概要

- 1) 委託箇所
南房総市和田町小向 1 2 9 番地 小向ダム
- 2) 委託内容
設計業務 小向ダム表面取水設備改良工事

4. 費用の分担

業務の遂行にあたって必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

5. 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり、関連する法令を遵守しなければならない。

6. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

7. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

8. 管理技術者及び技術者

- 1) 受注者は、業務の目的を十分理解したうえで、適正な管理技術者及び技術者をもって秩序正しい業務を遂行するとともに、高度な技術を要する部門に

においては、相応の経験を有する技術者を適切に配置しなければならない。

- 2) 管理技術者と照査技術者の資格は、技術士（業務に該当する部門）、これと同等の能力と経験を有する技術者、シビルコンサルティングマネージャー資格保有者、あるいは当該設計業務に関する経験が豊富と認められる技術者で発注者が承認した者とする。
- 3) 管理技術者と照査技術者は同程度の技術を要するものとし、兼務することはできない。

9. 関係機関との協議・申請

受注者は、事業の実施にあたり関係機関と協議・申請等が必要なとき、または協議を受けたときは、発注者と打合せ協議のうえ誠意をもってこれにあたるものとする。

また、この協議・申請等に関する図書などの作成を、延滞なく行わなければならない。

10. 成果品の管理

- 1) 成果品の管理および帰属は、全て発注者とする。受注者が成果品を公表するについては一切これを認めない。
- 2) 受注者は、業務完了後といえども、受注者の責による業務の契約不適合が発見された場合は速やかに成果品の訂正を行わなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

11. 納期

納期は令和9年2月19日限りとする。

なお、納期内であっても状況によって一部成果品の提出を求めることがある。

12. 疑義の解釈

受注者は、設計及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、並びに仕様書に明記していない事項については、発注者と協議の上これを定めるものとする。

13. 土地への立ち入り等

受注者は、現地調査、調査等にあたり、国、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、関係者と協議を保ち、いたずらに摩擦をおこさぬよう十分留意すること。

また、身分証明書を携帯し、関係人の請求があつたときには、これを提示しなければならない。

[2] 設計一般

14. 打合せ

- 1) 設計業務着手時および設計業務の区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとする。
- 2) 打合せ時には、その都度記録を取り、内容を明確にして相互に確認しなければならない。
- 3) 業務の遂行にあたり、受注者は監督職員と連絡を密に取り、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

15. 設計基準等

設計にあたっての基準は、共通仕様書、及び次に定める基準のほか、発注者側の指示する基準に基づき設計業務を行わなければならない。

- ・ 日本産業規格 (JIS)
- ・ 電気設備技術基準 (経済産業省)
- ・ 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- ・ 日本電線工業会標準規格 (JCS)
- ・ 日本蓄電池工業会標準規格 (SBA)
- ・ 日本電機工業会標準資料 (JEM)
- ・ 内線規程 (日本電気技術規格委員会編)
- ・ 水道施設設計指針・解説 (日本水道協会)
- ・ 水道維持管理指針 (日本水道協会)
- ・ 水道工事標準仕様書 (日本水道協会)
- ・ 水道事業実務必携 (日本簡易水道協会)
- ・ 積算基準 (千葉県県土整備部)
- ・ 機械工事共通仕様書 (案) (国土交通省)
- ・ 機械工事施工管理基準 (案) (国土交通省)
- ・ ダム堰施設技術基準 (案) (国土交通省)
- ・ 水道施設の技術基準を定める省令
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令

また、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、その根拠等を整理し、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。

16. 設計業務の条件

- 1) 設計に必要な測量データについては、組合から提供するものとする。
- 2) 設計に採用する材料、製品は、共通仕様書に定める規格のほか、日本水道協会規格 (JWWA) に適合したもの及びこれと同等以上の品質を有するものとする。
- 3) 設計書の作成に用いる積算基準については、全国簡易水道協議会発行の水道事業実務必携及び千葉県県土整備部の積算基準によるものとする。

また、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。

- 4) 積算に用いる単価については、千葉県県土整備部の設計単価の取扱要領によるものとする。

また、特殊な工法、製品を採用したものについては、その内訳、仕様、及び見積単価等について整理して提出すること。

- 5) 事業の実施に際し、本委託業務の成果品と現地とで差異が生じた場合、受注者は誠意を持ってその解決にあたるものとする。

17. 成果品の作成

- 1) 成果品は、報告書（A 4 縦） 1 部とし、別に次の資料を提出する。
 - ・ 図面 A 1（折込み） 2 部
 - ・ 縮小図面 A 4（A 3 観音開き） 2 部
 - ・ 電子データ CD-R 1 式
- 2) 受注者は、業務の成果として共通仕様書 第 1211 条に準じて報告書を作成するものとし、工事实施のための設計書(案)についても作成すること。
なお、数量計算書、設計書等の集計方法、様式については監督職員の指示によることとする。
- 3) 電子データによる納品のファイル形式等詳細は、監督職員と協議のうえ決定する。
- 4) 電子データによる成果品提出の際にはエラーチェックを行い、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

18. 設計の資料

設計の計算根拠、資料などはすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

[3]業務内容

1)計画準備

本業務の目的・主旨・業務内容を確認し、業務全体を見通して検討内容と検討スケジュールを整理するとともに、業務計画書を作成・提出する。

2) 現地踏査

本業務に必要となる完成図書及び保守点検記録等を整理するとともに、表面取水装置の劣化状態を外観確認する。

3) 現地調査（潜水調査）

表面取水装置フロート部、取水管、支柱及びヒンジ部の劣化状態を把握する目的から、潜水士による外観調査を行う。フロート部は経年劣化によって貫通している可能性があるため、損傷程度を潜水調査により、報告を行う。なお、潜水調査の実施に際し、安全管理等を明記した現地調査計画書を提出する。

4) 劣化原因の検討

現地調査及び潜水調査の結果を踏まえ、表面取水装置の劣化状態を整理するとともに考えられる劣化原因を検討する。

- 5) 機能回復方針の検討
表面取水装置を機能回復するため、修繕する範囲、劣化原因を踏まえた改良策を検討する。
- 6) 設計・施工条件の整理
前項で検討した修繕範囲及び改良策を踏まえ、設計条件および施工条件を整理する。
- 7) 設計計算
修繕・改良する部材について、必要な強度計算や水理計算を行う。
- 8) 設計図面作成
改良工事を予定するため、以下に示す設計図面を作成する。
 - ・表面取水装置一般図
 - ・組立図及び構造図
 - ・撤去図
 - ・施工要領図
 - ・荷姿図
 - ・仮設計画図
 - ・その他必要な図面
- 9) 数量計算
作成した設計図を基に、数量計算書を作成する。
- 10) 施工計画
修繕工事が必要となる工種について、重機の選定、作業及び資材ヤードの設定、重機進入路等を検討し、仮設工を含めた施工計画（施工方法、施工手順、工程計画）を検討する。
- 11) 工事発注用特記仕様書（案）作成
設計図・数量計算・施工計画の内容を工事用特記仕様書案にとりまとめる。
- 12) 概算工事費の算出
前項までの検討を基に、概算工事費の算出を行う。概算工事費の算出にあたり、国土交通省機械設備工事基準（最新版）を可能な限り適用するものとし、適用範囲外とする労務工数や公表されていない単価を使用する場合は見積徴取（原則 3 社）を行う。
- 13) 照査
上記の検討結果及び設計成果は、照査技術者による照査を実施する。
- 14) 報告書作成
上記の検討結果及び設計成果は、分かりやすくとりまとめた業務報告書を作成する。